

食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会

第3回会合議事録

1. 日時 平成23年12月22日（木） 15：58～17：06
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
 - (1) 専門委員紹介
 - (2) 専門調査会の運営等について
 - (3) 座長の選出
 - (4) 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制について
 - (5) 清涼飲料水中の化学物質（ウラン）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について
 - (6) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
青木専門委員、佐藤専門委員、熊谷専門委員、渋谷専門委員、祖父江専門委員、田中専門委員、長谷川専門委員、広瀬専門委員、増村専門委員、安井専門委員、吉永専門委員
 - (食品安全委員会委員)
小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員
 - (事務局)
栗本事務局長、中島事務局次長、坂本評価課長、前田評価調整官、林課長補佐、今井評価専門官、今治係長、山本係長
5. 配布資料
 - 議事次第
 - 座席表
 - 化学物質・汚染物質専門調査会専門委員名簿
 - 資料1 専門委員職務関係資料
 - 資料2－1 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項
 - 資料2－2 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ
 - 資料3 化学物質・汚染物質専門調査会における審議について

資料 4	清涼飲料水評価書（案）ウラン
参考 1	評価書 食品中に含まれる放射性物質
参考 2	人に対する経口発がんリスク評価に関する手引き（清涼飲料水を対象）
参考 3	アクリルアミドに関する関連資料

6. 議事内容

○前田評価調整官 定刻になりましたので、ただ今から第 3 回化学物質・汚染物質専門調査会を開催いたします。

私は、食品安全委員会事務局評価課の前田と申します。座長が選出されるまでの間、暫時私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび 10 月 1 日付をもちまして、多くの専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日の化学物質・汚染物質専門調査会は改選後の最初の会合に当たりますので、まず初めに、小泉食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○小泉委員長 皆様、こんにちは。遅い時間帯からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

このたび本務がお忙しい中、食品安全委員会の専門委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。既に総理大臣から平成 23 年 10 月 1 日付で食品安全委員会専門委員として任命書がお手元に届いていると思っておりますが、先生方の所属する専門調査会は委員長が指名するという事になっておりまして、先生方には化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員としてお願いすることといたしました。専門家としての優れた御見識をリスク評価に生かしていただけるのは、誠に心強い限りでございます。これからも何とぞよろしくお願いいたします。

少し化学物質・汚染物質専門調査会の審議状況を申し上げますと、今までにメチル水銀、カドミウムの評価を終えております。現在、食品安全委員会が自らの意思で評価を行う対象といたしまして、鉛、ヒ素が審議中でございます。また、さらに昨年同じ自ら評価の案件といたしまして、アクリルアミドもつい先ほど行いました食品安全委員会で、この化学物質・汚染物質専門調査会で審議していただくということに決定いたしました。また、食品安全委員会の発足時に評価依頼されました清涼飲料水、これ 48 物質ございますが、順次評価を行っているところでございます。

専門調査会の使命あるいは役割につきましては後ほど事務局から御説明いたしますが、三つほど私のほうから僭越ながらお願いいたしたいことがございます。一つは、長年食品安全委員会に御協力くださっている先生方は十分御理解いただいていると存じますが、食品安全委員会は食品の安全性に関するリスク評価を行う機関でございます。したがって、法に記載されているとおり、リスク管理とは明確に区別されております。評価に当たりましては、今ある科学的知見に基づいて客観的で中立・公正な立場から調査審議を行っていただきたいと存じます。

それから、二つ目は科学的に丁寧に調査審議していただくことは非常に重要ではございますが、科学者といえども考え方はそれぞれ異なることもあるかと存じます。つきましては、総合的評価という観点から、現在得られ得る科学的知見に基づきまして、適正でかつ迅速な評価を進めていただければと存じます。

三つ目は、いずれの専門調査会も原則公開で行っておりまして、高い透明性のある審議を行っております。本務がお忙しい中、丁寧にデータ等に立ち返って検討していただいていると感謝しておりますが、その検討結果をぜひ審議の席で御発言いただければと思います。そうすることで傍聴の方々も先生方の科学的議論や情報を共有することができ、理解も深まることと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、先生方が今何期目かと知らせてほしいという御希望を他の専門調査会でもございましたので、少しこれから読み上げさせていただきます。

青木先生 2 期目、圓藤吟史先生 5 期目、それから、圓藤陽子先生 4 期目、香山先生 1 期目、熊谷先生 2 期目、佐藤先生 5 期目、渋谷先生 4 期目、白井先生 2 期目、祖父江先生 1 期目、田中先生 2 期目、寺本先生 3 期目、遠山先生 5 期目、中室先生 2 期目、長谷川先生 3 期目、広瀬先生 5 期目、増村先生 1 期目、村田先生 2 期目、安井先生 5 期目、吉永先生 2 期目、鰐渕先生 3 期目となっております。一応規則上 10 年 5 期ということになっておりまして、そういうところで今後ともお忙しい中大変とは思いますが、よろしく願い申し上げます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

次に、本日席上に配付しております資料の確認をお願いいたします。議事次第、座席表、化学物質・汚染物質専門調査会専門委員名簿に続きまして、資料が 5 点、参考資料が 3 点ございます。

資料 1 が「専門委員職務関係資料」。

そして、資料 2-1 が「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」。

資料 2-2 が「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ」。

資料 3 が「化学物質・汚染物質専門調査会における審議について」。

資料 4 が「清涼飲料水評価書ウラン（案）」。

それから、参考 1 としまして「評価書 食品中に含まれる放射性物質」。

参考 2 といたしまして「人に対する経口発がんリスク評価に関する手引き（清涼飲料水を対象）」。

参考 3 としまして「アクリルアミドに関する関連資料」を御用意させていただいております。

不足の資料等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事 1 の専門委員の御紹介についてでございます。先ほどの小泉委員長の挨拶にもございましたが、このたび化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員に御就任いた

きました 20 名の先生方を私から 50 音順にお名前を紹介させていただきたいと思います。
よろしくお願ひします。

まず初めに、青木康展専門委員でございます。

○青木専門委員 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 圓藤吟史専門委員は本日御欠席でございます。

圓藤陽子専門委員も本日御欠席でございます。

香山不二雄専門委員も本日御欠席でございます。

続きまして、熊谷嘉人専門委員でございます。

○熊谷専門委員 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 続きまして、佐藤洋専門委員でございます。

○佐藤専門委員 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、渋谷淳専門委員でございます。

○渋谷専門委員 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 白井智之専門委員は本日御欠席でございます。

続きまして、祖父江友孝専門委員でございます。

○祖父江専門委員 祖父江です。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、田中亮太専門委員でございます。

○田中専門委員 田中です。よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 寺本敬子専門委員及び遠山千春専門委員、中室克彦専門委員は本日御欠席でございます。

続きまして、長谷川隆一専門委員でございます。

○長谷川専門委員 長谷川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、広瀬明彦専門委員でございます。

○広瀬専門委員 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、増村健一専門委員でございます。

○増村専門委員 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 村田勝敬専門委員は本日御欠席でございます。

続きまして、安井明美専門委員でございます。

○安井専門委員 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 続きまして、吉永淳専門委員でございます。

○吉永専門委員 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 そして、鰐渕英機専門委員は本日御欠席でございます。

また、本日は食品安全委員会から先ほど御挨拶をいただきました本調査会の主担当をされている小泉委員長でございます。

○小泉委員長 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 そして、熊谷委員でございます。

- 熊谷委員 よろしくお願ひします。
- 前田評価調整官 長尾委員でございます。
- 長尾委員 よろしくお願ひします。
- 前田評価調整官 廣瀬委員でございます。
- 廣瀬委員 よろしくお願ひします。
- 前田評価調整官 村田委員でございます。
- 村田委員 よろしくお願ひします。
- 前田評価調整官 最後に事務局を紹介させていただきます。
食品安全委員会の栗本事務局長でございます。
- 栗本事務局長 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 中島事務局次長でございます。
- 中島事務局次長 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 坂本評価課長でございます。
- 坂本評価課長 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 林課長補佐でございます。
- 林課長補佐 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 今井評価専門官でございます。
- 今井評価専門官 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 今治係長でございます。
- 今治係長 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 山本係長でございます。
- 山本係長 よろしくお願ひいたします。
- 前田評価調整官 そして私、評価課評価調整官の前田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に議事の 2、専門調査会の運営等についてでございます。お手元の資料 1 をご覧ください。

食品安全基本法から始まりまして、専門委員の服務に係る内容が書かれてございます。ポイントのみ簡単に説明をさせていただきます。

まず、1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目の「食品安全基本法について」というところでございますが、まず、この法律の目的ということで第 1 条に記載がございますが、この 5 行目にございますが、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的といたしてございます。

そして、2 番のリスク分析手法といたしまして、第 11 条の食品健康影響評価の実施というところでございますが、この食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たりましては、その施策ごとに食品健康影響評価を行わなければならないということが決められてございまして、その 2 ページの第 11 条の 3 項、ボックスの中の 3 でございますが、前

二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならないということが法律に規定されているところでございます。

そして、3 ページの第 12 条でございますが、こちらはリスク管理措置についての規定でございます。リスク管理措置は食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいてこれが行われなければならないということが示されているところでございます。

それから、4 ページ目でございますが、委員会の所掌事務ということでございますが、第 23 条の第 1 項第 2 号ですね。こちらは主に先生方に関係ございますが、以上の規定、これは厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関からの諮問による評価と、あと先ほど委員長からも紹介がございました自ら健康影響評価を行うこと、これが主な業務でございますが、それ以外にもこの 5 ページの解説の 2 行目から 3 行目にございますが、評価結果に基づいた行政的対応の確保、これはモニタリングですとか勧告などがございます。そして、リスクコミュニケーションの推進、そして、食品安全行政全般についての意見具申、そういった 4 点が委員会の所掌事務ということと法定上されているところでございます。

続きまして、8 ページでございますが、専門委員に関する規定がこの 5 番の専門委員という 36 条に規定がございまして、委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができると。そして、内閣総理大臣が任命するということと非常勤ということが規定されているところでございます。

続きまして、その専門調査会の調査審議についてということで、12 ページでございます。

こちらは第 1 といたしまして、食品健康影響評価に関する調査審議の手順ということでございますが、リスク管理機関から諮問を受けた場合に、食品安全委員会が諮問内容について説明を受けて、そして審議を行い、専門調査会を決めて調査審議を依頼するという流れになってございます。そして、専門調査会で調査審議を行い、評価書案をまとめた上で、原則 30 日間のいわゆるパブリックコメントという国民からの意見、情報をいただいて、その結果を受けて食品安全委員会に報告し、評価結果を決定して、関係するリスク管理機関に通知をするという流れになっているところでございます。

そして、第 2 の組織及び運営の一般原則ということでございますが、13 ページの一番上でございますけれども、専門委員は委員長が指名するということ、そして、座長は専門委員が互選して選任すること、そして、座長があらかじめ座長代理を指名することなどが規定されてございます。

第 3 の調査審議に当たって特に留意すべき事項ということで、利害関係者を除斥することと調査審議を公開することが決められているところでございます。

14 ページ目が諮問から評価結果をリスク管理機関に返すまでの審議手順を簡単にチャートとしたものでございます。

そして、15 ページが専門調査会の運営規定ということでございまして、第 2 条第 3 項

が座長を互選するということ、そして、第 5 項は座長代理の指名についての規定でございます。

それから、17 ページが別表という形でございまして、この専門調査会を含めまして 12 の専門調査会が設置されてございますが、化学物質・汚染物質専門調査会におきましては、上から 6 段目のところで所掌事務が規定されてございまして、化学物質及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することということが定められているところでございます。

そして、19 ページが利害関係者の除斥という点で「食品安全委員会における調査審議方法等」ということでございます。こちらにも企業などの申請する品目について、その申請資料を作成した人ですとか、その申請資料に間接的にかかわられた方、そういった方について基本的に直接かかわられた方についての規定が大きな 1 番でございまして、原則として (2) にございまして、調査審議の会場から退出するということになってございまして、ただし書きで、その専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り、出席し意見を述べることができるという規定がございまして、それから、利用資料作成者ということで、間接的に提出資料に関与された方、そういった方については (2) にございまして、発言するはできないという規定はございまして、こちらにもただし書きがございまして、発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り意見を述べるができることとされているところでございます。

その他、3 番でございまして、研究費を受けている場合ですとか役員等に就任していた場合などについても、御本人の申し出によってまた決めていくというふうなこととしているところでございます。

それから、20 ページが「食品安全委員会の公開について」ということでございまして。これは専門調査会も同様な扱いというふうに 5 番に書いてございまして、会議も議事録も諮問、勧告、評価結果、意見提出資料、これは原則公開でございまして。ただ、すべて「ただし書き」がございまして、個人の秘密ですとか企業の知的財産などが開示されて、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合、こちらは非公開となっているところでございます。

そして、21 ページからが「専門調査会の調査審議以外の業務について」ということでございまして、大きく 4 点ございまして、

1 点目が「リスクコミュニケーション」ということで、評価した結果を国民の方々に正確に情報提供していくということで、(1) の意見交換会というもので平成 16 年度から 23 年度まで、かなり精力的に専門調査会の専門委員の先生方に御協力をいただいているところでございまして、22 ページの (2) の食品安全モニターという全国に 470 名おられるモニターの方に対する会議にも御参画をいただいていることもございまして、またその節はよろしくお願ひできればと思います。

それから、2 番の「国際会合への出席」ということで、平成 16 年度から国際会合に食

品安全委員会の専門委員として参加いただいた方の名前を掲載させていただいているところでございます。そして、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実に御協力をいただいているところでございます。また、国際リスク評価機関から会合のメンバー候補として専門家名簿に登録する専門家を定期的に募集がされているところでございますが、そういう案内があった場合には、対応する専門調査会の専門委員の先生方に周知をしているところでございます。

それから、24 ページの 3 番目でございますが、「調査・研究の企画調整会議」ということで、食品安全委員会の持っている研究費、調査費につきまして、専門委員に御参加いただきまして、中期的な計画の案の策定や各年度の課題の調整に御協力をいただいているところでございます。

それから、4 番目は「国会への参考人招致」ということでございまして、これは食品安全委員会としてのお願いではございませんが、国会の委員会や国民の関心が高い事項について専門委員に参考人または政府参考人として出頭を求めて、その意見や説明を聞くことがございます。平成 17 年度に 7 件ほどございましたが、それ以降はない状況でございますが、もしその場合がございましたら、御協力いただければと思います。

それから、5 番目の「評価書等の英文翻訳について」ということでございますが、食品安全委員会におきまして、食品健康影響評価の結果を英訳し、ホームページに掲載して海外への情報提供を行っているところでございます。その内容としましては、評価書の要約や食品健康影響評価の部分も英訳してホームページに掲載する。そして、**Tentative translation** というふうな形で事務局において英訳の確認や修正を行い、仮訳であることを示すことを付記した上でホームページに掲載してございます。

そしてまた、26 ページでございますが、評価ガイドラインにつきましては、ホームページの掲載の前に関係の専門委員に御相談をした上で、**Tentative translation** 等を付記した上でホームページに掲載しているところでございます。また、専門委員の先生方から英文翻訳の内容について御指摘いただければ随時更新をさせていただくということとなっているところでございます。

そして、27 ページが「「自ら評価」、ファクトシート等に関する作業の進め方について」ということでございますが、国民への情報提供としては評価書以外にもファクトシート、**Q&A** などの形で情報提供をしているところでございますが、2 の (1) にございますが、自ら評価の案件候補、この募集につきましては、企画等専門調査会で御審議をいただいて、募集を行っているところでございます。

そして、28 ページに「自ら評価」の案件候補の絞り込みの段階、こういった段階におきまして、関係する専門調査会に科学的助言を求めるということが 1 段落目の 4 行目でございますが、その際にはよろしくお願ひできればと思います。

そしてまた、ファクトシートという形で、現在得られている科学的知見をコンパクトにまとめた形で国民に情報提供するということがございますが、そういった場合にも専門調

査会の先生方に御確認もしくは専門調査会で調査審議をいただくことがございますので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

続きまして、緊急時対応ということでございますが、31 ページでございます。食品安全委員会における緊急時において、すべての専門委員に期待される役割というのがこの下半分に記載されてございますが、まず、(1)の「平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供」ということでございますが、平常時から情報収集というものが緊急時に非常に重要でございますので、専門委員が独自に収集されました情報等についても情報提供していただければと思っております。また、(2)としまして、臨時に委員会会合を開催することが緊急時にはございますので、そういった場合に専門委員等に御出席いただきまして、専門的見解を示していただくこともございますので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

そして、32 ページの(3)の「各専門調査会の緊急的な開催」ということでございますが、緊急事態が発生したときに専門調査会を臨時に開催していただくということもございますので、その節はよろしくお願ひできればと思います。また、その他、現地に派遣をお願ひするというところもあるかもしれませんので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

それからあと、34 ページが専門委員の服務についてということでございます。

先ほども委員長の挨拶にございましたが、専門委員は内閣総理大臣が任命する非常勤の職員ということでございますので、国家公務員法が適用されるということでございます。その主な内容といたしまして、1 番の「服務の根本基準」ということで 2 段落目にございますが、専門委員は国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないということなどに留意していただく必要があるということでございます。

そして、法令及び上司に従う義務ということで、専門委員は食品安全委員会又は会務を総理し、委員会を代表する食品安全委員会委員長の専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられてございます。そして、3 番の争議行為等の禁止、それから、35 ページの 4 番の信用失墜行為の禁止などがかかってくるところでございます。

そして、5 番の秘密を守る義務についてでございます。こちらにつきましては、他国の情報とか国際機関の情報で非公開のものがございまして、これが審議が開催される前に外部に漏れることによって信頼関係を損なうこともございまして、審議結果が決定した後でも非公開情報が漏れたことで信頼関係を損なうことがございます。また、調査審議に際して得られた個人情報とか知的財産に係る情報を漏らすことで、個人や法人の利益を損なう場合があるということで守秘義務が課せられてございます。

なお、この守秘義務につきましては、専門委員をおやめになられた後も課せられるということに御留意いただければと思います。

それから、6 番の職務に専念する義務ということでございますが、専門調査会の開催時間、各種の打合せの時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきで

あるということが規定されてございます。そして、7番に違反した場合の処分ということが規定されてございます。

そして、下の括弧書きでございますが、よく関心の高い事項について御審議いただいている際に、専門委員としての立場からではなくて、一専門家として個人的な見解をマスコミなどから取材を受けることがあろうかと思えます。そういった場合に一つ御留意いただきたい事項でございますが、その際に個人的見解を公表すること自体は国家公務員法の規定に違反するというものではございませんけれども、その際は食品安全委員会の見解であるというふうな誤解を招かないように御留意いただければ光栄でございます。

サービスについては以上でございます。

そして、36ページが食品健康影響評価の技術研究ということで、食品安全委員会の持っております研究費でございますが、37ページに課題一覧がございますが、21年度採択課題から23年の採択課題まで今20本の研究費が走っているところでございます。

それから、38ページが食品安全総合情報システムということで、ホームページからさまざまな情報を検索することができるようになってきているところでございます。

それから、39ページが食品安全委員会事務局の組織図で、事務局職員58名、評価課27名という体制で今進めているところでございます。

それから、40ページからが食品安全基本法の法律の全文でございます。

それから、48ページからが食品安全基本法に規定する基本的事項という閣議決定でございます。こちらはまたお時間があるときにご覧いただければと思えます。

以上、駆け足で説明させていただいたところでございますが、何か御意見あるいは御質問などがあればお答えいたしたいと思えますが、ありますでしょうか。

では、今御説明しました内容につきまして御確認いただき、また御留意いただいて専門委員をお務めいただきたいと存じます。

次に、議事の3、本専門調査会の座長の選出をお願いいたしたいと思えます。

座長の選出につきましては、先ほどこの資料の15ページでございますが、資料1の15ページに専門調査会の運営規定がございまして、その第2条第3項のところに専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされているところでございます。いかがでしょうか。御推薦がございましてでしょうか。

では、吉永先生。

○吉永専門委員 吉永でございます。座長ということなのですが、この分野での御経験が豊富で、前期も座長を務められた佐藤洋先生に引続き座長をお願いするのがいいのではないかと思いますので、御推薦申し上げます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。ほかに御推薦はございましてでしょうか。

では、広瀬先生。

○広瀬専門委員 私も吉永先生の意見に賛同いたしまして、佐藤先生は食品安全委員会だけでなく、ほかの環境省とか厚労省の委員の座長もしているということで経験豊富だと

思いますので、私も推薦したいというふうに思います。

○前田評価調整官 ほかに御推薦はございますでしょうか。

ただ今、吉永専門委員、続きまして広瀬専門委員から佐藤専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○前田評価調整官 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、座長に佐藤専門委員が互選されました。

それでは、佐藤専門委員、恐縮でございますが、座長席のほうにお移りいただければと思います。

(佐藤専門委員、座長席に移動)

○前田評価調整官 それでは、佐藤座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○佐藤座長 では、座ったままで失礼いたします。ただ今御推薦を受けて座長ということなのですけれども、長い間おつき合いしているのでお引き受けさせていただきたいと思えます。

先ほど小泉先生からの御挨拶にあつて 5 期目ということで、何人かの委員がいらっしやいましたけれども、食品安全委員会ができたときからおつき合いしていると、もうそんなになるのかなというふうに思っています。清涼飲料水の規格を別にすると、今までこの調査専門会でカドミとメチル水銀ぐらいしか答申ができていないのはちょっと残念な気もするのですけれども、今は鉛とヒ素が途中でございまして、そういう途中のこともありますので、お引き受けさせていただきたいというふうにも思えます。

委員長からのお話にもありましたように、科学性、中立公正、それからトランスペアレンシーというようなことが求められているわけですけれども、各専門の先生方には、その専門性に基づいてぜひ活発に御議論いただいて、できるだけ早くいろんな答申をしていただければというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。それでは、これ以降の議事の進行を佐藤座長をお願いいたします。

○佐藤座長 それでは、早速進めていきたいと思えます。

議事の前に御提案が一つございます。食品安全委員会専門調査会運営規定第 2 条第 5 項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する」とございます。したがって、私から座長代理として長谷川専門委員をお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。それでは、長谷川座長代理から一言御挨拶をよろしくをお願いいたします。

○長谷川専門委員 ただ今御指名を受けました長谷川でございます。私は 3 期目でございますが、まだ余り経験がございません。精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議事 4、化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制についてに進みたいと思います。

それではこれ、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○林課長補佐 それでは、資料 2-1 と 2-2 を用いまして、化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関して御説明申し上げたいと思います。

その前に先ほど事務局のメンバーの紹介がございましたが、もう一人御紹介する方がおりましたので、私のほうから御紹介させていただきますが、長谷川技術参与でございます。

○長谷川技術参与 よろしく願いいたします。

○林課長補佐 それでは、資料 2-1 と 2-2 を用いまして、運営体制に関して御説明申し上げたいと思います。

まず、第 1 条でございますけれども、「化学物質・汚染物質専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規定」その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる」ということで、以下運営体制について記載をさせていただきます。

まず、幹事会でございます。「第 2 条 化学物質・汚染物質専門調査会に幹事会を置き、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする。」、第 2 条の第 3 項でございますが、「幹事会は、化学物質・汚染物質専門調査会及び部会の座長並びに化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。」、第 4 項でございますが、「幹事会に、座長を置き、化学物質・汚染物質専門調査会の座長がその職務を行う。」、第 6 項でございますが、「幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」でございます。

続いて、部会の規定でございますが、「第 3 条 化学物質・汚染物質専門調査会に化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会のほか、幹事会が必要と認めた部会を置く」ということでございます。この幹事会と各部会のイメージをお示ししたものが資料 2-2 でございますので、こちらを用いて簡単に御説明させていただきたいと思いますが、化学物質・汚染物質専門調査会の中には、化学物質部会と汚染物質部会と清涼飲料水部会がございます。その部会の中で物質ごとに調査審議をいたしまして、その部会による調査審議の結果を幹事会に報告いたします。幹事会では部会が調査審議した結果について調査審議をし、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決となると、こういう構造で化学物質・汚染物質専門調査会を運営するというものでございます。

今、化学物質、汚染物質、清涼飲料水の三つの部会がございましたけれども、このほかに化学物質・汚染物質専門調査会の下には、先ほど佐藤先生、小泉委員長からお話もございましたように、鉛についての評価を行ってございまして、鉛につきましても、鉛ワーキ

ングを設置してございます。この鉛ワーキングにつきましても、鉛ワーキングにおいて審議結果が出た場合には幹事会に御報告するというような形になってございます。

以上、私からの説明は終わります。

○佐藤座長 ありがとうございます。この専門調査会というのは今お話のあった三つの部会と、それから鉛ワーキンググループというのがありまして、それぞれ専門的な立場から御審議をいただいているということだろうと思います。何かただ今の御説明について御意見あるいは御質問があれば伺いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

こういう組織があるわけでございますけれども、この幹事会及び部会、それから鉛ワーキングもございまして、それぞれの構成メンバーを決めなければなりません。資料2-1の化学物質・汚染物質専門調査会の運営に関する事項を説明いただきましたけれども、第2条第3項により、幹事会については本調査会及び部会の座長並びに本調査会の座長が指名する専門委員により構成されるということになっております。それから、部会については、同3条により座長及び座長代理、構成委員についてこれを専門調査会の座長が指名するということになっております。

そういうことでございますので、各部会の構成メンバーを私から指名させていただきたいと思っております。三つ部会がございまして、幾つかの部会に所属される方がいて複雑ですので、資料を用意してきました。それをただ今から配付いたしますので、では事務局、お願いいたします。

(資料配付)

○佐藤座長 お手元にお届きになりましたでしょうか。申しわけありませんが、傍聴の方には御用意してございません。

それでは、指名をさせていただきたいと思っております。名前のみで敬称略ということでお許しさせていただきたいと思っております。

化学物質部会は、青木、圓藤陽子、熊谷、祖父江、寺本、中室、増村、安井、鰐淵の各先生方9名でございます。

汚染物質部会は、圓藤吟史、香山、佐藤、白井、祖父江、田中、遠山、広瀬、村田、吉永、鰐淵の各先生方11名でございます。

清涼飲料水部会については、青木、圓藤陽子、熊谷、渋谷、田中、中室、長谷川、広瀬、増村の各先生方9名でございます。

部会についてはそのように指名させていただきたいというふうに思います。

それから、各部会の座長及び座長代理でございますけれども、化学物質部会は青木専門委員に座長をお願いしたいと思っております。座長代理には鰐淵専門委員をお願いしたいと思っております。

それから、汚染物質部会は、座長に圓藤吟史専門委員、座長代理は私というふうにさせていただきます。

それから、清涼飲料水部会については、座長に長谷川専門委員、座長代理に渋谷専門委

員にお願いしたいと思っております。これでいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、構成メンバー、座長、それから座長代理というのはここにあるとおりでお願いしたいというふうに思います。

それから、続きまして幹事会の構成でございます。幹事会は先ほどもお話が出ておりますけれども、各部会の座長 3 名と私が指名する 3 名の計 6 名で構成するということにしたいと思います。各部会の座長は自動的に幹事会のメンバーということになるわけですが、私の指名する 3 名分については、各部会の座長代理にお願いするのが適切かと思っております。そうなりますと、幹事会のメンバーとしては、青木、鰐淵、圓藤吟史、長谷川、渋谷、そして私ということでございますけれども、この 6 名を幹事会のメンバーということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。この今決めていただいた部会とか幹事会のメンバーのほかに、あと鉛ワーキンググループというのがございます。このグループの構成メンバーを指名させていただきたいと思っております。

資料の裏のほうに鉛ワーキンググループというのがございますけれども、これは佐藤、寺本、広瀬、村田、吉永、この各専門委員に加えて、器具・容器包装専門調査会の山添専門委員を加えて、専門委員 6 名と、それから必要に応じて専門参考人の方をお呼びするというふうにして進めていきたいというふうに思います。鉛ワーキンググループの座長はまだ宿題の回答ができておりませんので、引き続き私が務めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。それでは、鉛ワーキンググループもこのようにさせていただきたいというふうに思います。

いろいろ難しい問題というのはあるかと思うのですが、それぞれの部会、ワーキンググループあるいは幹事会でお力添えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回新たに専門委員に就任された方が何人いらっしゃいますので、現在の化学物質・汚染物質専門調査会で審議中の案件について事務局から説明をお願いいたします。

○林課長補佐 それでは、資料 3 をご覧ください。

資料 3 は「化学物質・汚染物質専門調査会における審議について」ということで、各三つの部会でどのような審議をこれまでやってきたのか、今どういう状況なのかをまとめたものでございますので、順番に各部会の状況について御説明申し上げます。

まず、一番上の化学物質部会でございます。審議の対象といたしましては、食品の製造や調理の過程で生成される化学物質でございます。審議の状況等でございますが、これまで化学物質部会で審議したもので評価の実績はございません。ただ、ファクトシートの作成をしていただいております。これまでにアクリルアミド、クロロプロパノール類、トランス脂肪酸、フランなどのファクトシートを作成いただいております。なお、トランス

脂肪酸につきましては、化学物質部会においてファクトシートを作成していただいたところでございますけれども、2010年3月に食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定し、現在、新開発食品専門調査会で審議中でございます。

続きまして、汚染物質部会でございますが、審議対象といたしましては、自然界中に存在し、環境中から食品に取り込まれる化学物質（汚染物質）でございます。審議状況でございますが、冒頭、小泉委員長の御挨拶でも触れられておりましたが、これまで評価を行ったものとしては、メチル水銀とカドミウムがございます。現在、評価審議中のものとして、鉛とヒ素がございますが、鉛につきましては、この化学物質・汚染物質専門調査会及び器具・容器包装専門調査会の専門委員と外部からの専門家で構成される鉛ワーキンググループで審議が行われているところでございます。

続きまして、清涼飲料水部会でございますが、審議対象のものは清涼飲料水及び水道水に含まれる化学物質及び汚染物質でございます。審議状況等はこの裏面をご覧いただければと思うのですが、こちらに清涼飲料水の審議状況を一覧表にまとめてございます。清涼飲料水につきましては、48物質の諮問が来てございます。これまでに30物質が答申済み、一番上の四角の囲みの中にございますのが答申済みの30物質でございます。現在審議中のもので既に清涼飲料水部会での審議が終了しているものが12物質でございます。クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、アンチモン、ニッケル、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、水銀、バリウム、フッ素、セレン、ホウ素でございますが、これら12物質につきましては、今後、幹事会へ上程し、審議を行う予定でございます。また、清涼飲料水部会等で審議中のものは6物質でございます。六価クロム、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、鉛、ヒ素、ウラン、マンガンでございますが、ウランにつきましては、食品中に含まれる放射性物質に係る食品健康影響評価が審議されまして、平成23年10月27日、厚生労働大臣に通知されているものでございます。

以上が化学物質・汚染物質専門調査会における審議の状況でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。前期までに審議が済んだものあるいは審議中のものといったことでお示しいただきました。何か御質問とかございますでしょうか。特にございませんか。

はい、どうぞ、安井先生。

○安井専門委員 今回のウランなのでございますけれども、厚生労働大臣に通知されているというのは、もう答申済みという評価にはならないのですか。まだ審議中が続いているというふう理解するのですか。

○林課長補佐 食品中に含まれる放射性物質としての評価結果は厚生労働大臣に通知しているのですが、清涼飲料水についてはまだ残っているという状況なので、この後審議予定でございます。

○安井専門委員 一部だけが報告されているという理解でよろしいのですね。

○林課長補佐 一度評価結果が食品安全委員会として、放射性物質として出しているもの

はございます。

○安井専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○佐藤座長 わかりにくいかもしれないのですが、放射性物質の中で議論をいたしまして、後から御説明しますけれども、結局 TDI で出すのが適当であろうと、そういう評価書ができて、それで答申したわけなのです。それをこの次の議題でもって「清涼飲料水」としてはいかがなものかということで御議論いただくことになっております。何か縦割りというか横割りというか。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

広瀬先生、どうぞ。

○広瀬専門委員 長くやっていてちょっとなかなかはっきりしないところがあって、手続の話で、これから議決するのはこの調査会での議決ですよ。先ほどの幹事会の事項を見ると、化学物質・汚染物質の調査会は幹事会で議決できるとなっていて、どちらが最終議決になるのでしょうか。

○佐藤座長 では、これ事務局でお答えください。

○前田評価調整官 資料 2-1 の今、広瀬専門委員が御指摘されたのは第 2 条の件だと思いますが、この第 1 条にこの専門調査会全体の食品安全委員会専門調査会運営規定というものがございます、そこで決められているのですが、この規定に定めるもののほか、化学物質・汚染物質の運営体制に関する事項で、幹事会で決めることができるということが定められてございます。ですので、皆さんがお集まりいただいたこの専門調査会で決めるということが原則でございまして、そしてまた、専門調査会特有の事例といいますか、幹事会で決定するという事は、またこれは調査会の中でのローカルルールのなもので定められているものでございます。

ですので、幹事会で検討する事項とこの皆さんが集まる本日の会議で決定する事項の効力としては同じものということになるものでございます。

○広瀬専門委員 同じ。

○佐藤座長 よろしゅうございますか。多分専門調査会として全員が集まるというのはかなり難しいことになると思うので、幹事会というのを置いて、その決定を専門調査会の決定にしようと、そういう理解でよろしゅうございますよね。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事 4 は一応終了したということで、ただ今御質問がございました議事 5 のウランのほうですね。清涼飲料水の化学物質、ウランの規格基準改正に係る食品健康影響評価というのに移りたいと思います。これも事務局から御説明ください。

○林課長補佐 それでは、資料 4 をご覧ください。清涼飲料水評価書（案）ウランでございます。

このウランでございますが、2 ページの審議の経緯をまずご覧いただければと思うのですが、2003 年 7 月 1 日に清涼飲料水中のウランの規格基準の改正に係る食品健康

影響評価についてということでもまず評価要請がございまして、昨年の 12 月に一度清涼飲料水部会で審議が行われてはいるのですけれども、その後、地震がございまして、その影響がございまして、食品中に含まれる放射性物質として「ウラン」の評価を行うということがございました。そのときのウランの評価に用いた資料というのは、基本的には化学物質・汚染物質専門調査会の清涼飲料水部会において準備していた資料にそれ以外の知見を含めて、そういった知見をもとに審議してございましてけれども、この食品中に含まれる放射性物質としてウランの食品健康影響評価を行い、その評価結果については 10 月に厚生労働大臣において通知してございます。

したがいまして、既にウランにつきましては評価結果を有しているということでございますので、今回このような清涼飲料水の評価書（案）ウランというのは非常に薄いものになってございます。

これは、中身としましては、この放射性物質の評価書を参照文献といたしまして作成してございまして、その食品健康影響評価のところは放射性物質ウランの概要について記載しているものでございますので、簡単に御説明申し上げます。

5 ページでございましてけれども、食品安全委員会において食品中に含まれる放射性物質に係る食品健康影響評価が審議され、平成 23 年 10 月 27 日付でウランの耐容一日摂取量を $0.2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする評価結果を通知している。食品安全委員会におけるウランの食品健康影響評価結果の概要は下記のとおりである。ウランについては放射性による影響よりも化学物質としての毒性が鋭敏に出ると判断し、耐容一日摂取量、TDI を設定することとした。

ウランの非発がん毒性に関する TDI については、ラットの 91 日間飲水投与試験における全投与群で認められた腎尿細管の変化より最小毒性量、LOAEL はウランとして $0.06 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日であった。この試験では離乳期のラットが用いられ、いろいろな幅広い検査が行われており、この試験における LOAEL に不確実係数を適用して TDI を算出することが適切であると考えられた。この試験における腎臓に対する影響及び体内動態においては、排泄が早く、定常状態にあると判断されることから、91 日間の亜慢性試験による追加の不確実係数は不要と考えられた。ウランは腎臓から速やかに排泄されることを考慮して、不確実係数は 300、種差 10、個体差 10、LOAEL から NOAEL への外挿 3 を適用することが適切と判断した。

その結果、ウランの LOAEL を $0.06 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日とし、不確実係数 300 を適用したところ、ウランの TDI は $0.2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日となったというものでございます。

このウランの評価の詳細につきましては、本日の参考 1 としてお配りしてございます「評価書 食品中に含まれる放射性物質」の 86 ページからございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。先ほどの御質問のお答えになったかと思う

のですけれども、既に放射線のほうで評価をしておりますので、その評価書でいいだろうということで、そのままいけないかということでございますけれども、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価というのは、3月の下旬ぐらいからずっと7月ぐらいまでであったわけですがけれども、それにも参加されていた先生方はいらっしゃるのですけれども、吉永先生と祖父江先生だったかな。何か御追加の発言ありますか。

○祖父江専門委員 いや、特に。

○佐藤座長 特にございませんか。吉永先生は。

何か御質問ございますでしょうか。

安井先生、これでこういう仕掛けになっていますということなのですが。

○安井専門委員 審議されたのは食品安全委員会、その下部の要するに専門委員会としてはどこ、ここが担当されたのでしょうか。

○佐藤座長 では、その辺のところの仕組みは事務局のほうで説明していただけますか。何せ緊急事態だったので。

○林課長補佐 食品中に含まれる放射性物質につきましては、ワーキンググループを別途設置いたしまして検討されたものでございます。参考1の評価書をご覧いただければと思うのですが、こちらの5ページでございますけれども、5ページに審議の経緯が記載してございます。

まず、3月20日に厚生労働省より評価要請がございまして、その後、緊急的な事項でございましたので、食品安全委員会を5回続けて開催いたしまして、緊急取りまとめというものをまずまとめてございます。ただ、その緊急取りまとめでは十分に発がん性について等検討し切れていないということもございましたので、引き続きリスク評価を継続する必要があるということで、その後4月21日に放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループを設置いたしまして、その中で9回審議をいたしまして、その後7月26日にワーキンググループとしての評価書案ということで報告をしております。その後、30日間の国民からの御意見、情報の募集をいたしまして、最終的には本年の10月27日の食品安全委員会最終的な評価を報告いたしまして、同日付で厚生労働大臣に通知しているという評価を行っております。

○安井専門委員 ありがとうございます。わかりました。

○佐藤座長 先ほど前田評価調整官から御説明があった緊急事態のところに対応してやったと、そういう評価書だろうというふうに思います。本来であれば、清涼飲料水部会で評価をいただいてからまたここへ上がってくるというのが筋道なのでしょうけれども、その評価書そのものができ上がっておりますので、それを使わせていただいたと。ここで決めれば清涼飲料水を含むものとしての食品健康影響評価になるということで、スピードとか迅速さを大切にしたり方なのかなというふうに思いますけれども、ほかに何か御意見ございますでしょうか。

広瀬先生、どうぞ。

○広瀬専門委員 ちょっと個人的な意見で、多分今日ここで評価するのだと思うのですが、放射線としてのウランの比活性値と自然のあるところのウランの比活性値との科学的あるいは放射線のリスクと化学物質のリスクとの比較をしたということを少し考察する必要はないのでしょうか。ちょっと個人的には化学物質を見ても、ほかの国よりもかなり $0.2 \mu\text{g/kg}$ 体重/日はきついで、化学物質として評価し直すというのは確かに時間がちよっともったいなと思うのですが、そのまま適用するというのは少し論理的な補強をしたほうがいいのではと思いました。

○佐藤座長 そういう御意見が出ましたけれども、これは恐らく放射性物質として食品健康影響評価をワーキンググループでやったのですけれども、この資料 4 の 5 ページの上のほうにも書いてあるのですけれども、放射線の影響によるよりも化学物質としての毒性のほうに鋭敏に出るということで、ここでの評価は、ここでのというのは要するに放射線のワーキンググループでやった評価は化学物質としての評価であったということだと思います。ですから、化学物質として評価してこの TDI を決めたということになります。

では、事務局、追加してください。

○林課長補佐 参考 1 の放射性物質の評価書の 217 ページをご覧くださいと思えますけれども、後ろから見たほうが早いと思いますが、最初の食品健康影響評価の最も最後に書いてあるのですけれども、その 217 ページの 2 行目でございますが、TDI に相当する摂取量のウランによる放射線量は実効線量として約 0.005 mSv/年 に相当し、十分に低い線量であると考えられた。したがって、ウランの毒性は化学物質としての毒性がより鋭敏に出るものと考えられたということで、ワーキンググループとしても化学物質としての毒性と放射性物質としての毒性のどちらが強いかということについては検討してございまして、217 ページのほうにも見解を示しているところでございます。

○佐藤座長 いかがでしょうか。

○広瀬専門委員 特にそれで理論的にはわかりますので、ただ、ここでの決め方としてそういうのも一応考慮したと。言い方としては逆なので、多分、事故として出てきたウランは比活性が高いのもっと多分リスクが、もうちょっとリスクの考え方が違うのかもしれない。化学物質はもっと比活性が低い、濃縮されていないので、自然にあるのは。さらにこれよりは大丈夫だという話にはなるのですけれども、そういうことを考慮したということがこの部会で少しどこかに記録として残るのかなというところがちょっと言いたかっただけです。

○佐藤座長 確かに自然界に存在するものと、多分原発の事故や何かで放出されたものは同じウランといっても、スペシフィック・アクティビティは違うのだと思うのですが、そういうものを含んだ上での放射能としての影響よりも化学物質としての影響のほうが大きいというふうに判断されたということだろうと思いますけれども、ここでの議

論は議事録に残るかと思しますので、それによろしゅうございますか。

○広瀬専門委員 はい。

○佐藤座長 ほかに何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、清涼飲料水評価書（案）ウランについてはこの場で了承されたということで、本評価書（案）をもって本調査会の決定として食品安全委員会に報告させていただくというふうにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事 6、その他ということでございますけれども、事務局、何か御用意はございますか。

○林課長補佐 自ら評価に関して御報告がございます。

参考 3 をご覧ください。冒頭で小泉委員長の挨拶にございましたように、加熱時に生じるアクリルアミドについてでございます。

平成 22 年度に自ら評価案件として過熱時に生じるアクリルアミドが決定されていたところでございますが、本日 14 時から開催されました食品安全委員会におきまして、当化学物質・汚染物質専門調査会において審議を行うこととされましたので御報告いたします。アクリルアミドでございますので、これまでも化学物質部会においてファクトシートを作成いただいたという経緯もございますので、アクリルアミドについては、今後は化学物質部会の先生方を中心に御審議をいただくことになろうかと思っておりますが、今後の審議の進め方等について御相談させていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤座長 ありがとうございました。アクリルアミドはこの専門調査会で審議を行うということでございますけれども、これまでの経緯や何かで化学物質部会の先生方が中心になるだろうというようなことでございました。具体的な調査審議の進め方であるとか審議体制の方向性については、専門調査会の座長の私と、それから青木専門委員との間で相談させていただいて、あるいはほかの先生方にも御相談しながら決めさせていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。こういうことですので、メール等で御相談することがあるかと思いますが、お気づきの点があれば事務局まで御連絡いただければというふうに思います。

ほかに何か事務局のほう、ございますか。

○林課長補佐 この後、引き続きまして清涼飲料水部会を開催いたします。10 分ほど休憩をとらせていただいた後、この場所で行いたいと思しますので、清涼飲料水部会に所属する先生方におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

また、今後の幹事会、汚染物質部会の会合の日程につきましては、日程調整の上、改めて予定を御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤座長 ありがとうございました。

それでは、化学物質・汚染物質専門調査会はこれで終了ということにしたいと思います。

清涼飲料水部会に所属する専門委員の先生方は大変だと思いますけれども、引き続きよろしくお願いたします。

これもちまして、第 3 回化学物質・汚染物質専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。